

本章で示す方針及び景観形成基準は、全エリア共通です。

＜全エリア共通の方針＞

- ①水や亜熱帯の緑豊かで潤いのある個性的な街並みの景観形成を図ります。また、歩いて楽しい街並み景観の形成を図ります。
- ②歴史的・文化的な資源やその資源と一体となる景観の保全・修景・活用を図ります。
- ③老木や巨木など、土地の記憶となる地域の景観資源の保全・修景・活用を図ります。
- ④伝統的集落は沖縄の住宅地らしさを有する景観として保全・修景・活用し、また沖縄の集落構造を生かした人に優しい、親しみのある「スージグワー」の景観形成を図ります。
- ⑤都市計画に関する基本的な方針を踏まえ、エリアにふさわしい建物高さ、形態意匠、色彩等とするための誘導・規制をします。
- ⑥敷地や建物の緑化を図ります。
- ⑦建築物や工作物（塀や擁壁など）に那覇らしさを有する素材の活用を図ります。
- ⑧庇や軒、開口部などは、建築物と一帯となったデザインとすると共に、敷き際もきめ細かな表情をつくることによって、全体に調和する街並み景観の形成に努めます。
- ⑨各エリアにふさわしい屋外広告物とするための誘導・規制をします。
- ⑩大規模整備エリアと接する敷地においては、街並みの連続性に配慮します。
- ⑪地域住民との協働の景観形成を図ります



龍潭通り付近のスージグワー

さまざまな種類の植物により表情豊かなスージグワーを演出している。

高い塀も緑化することにより、圧迫感が軽減され、親しみのあるスージグワーとなっている。



壺屋のスージグワー

体系

景観づくりの理念： みんなで継承、

<基本目標>

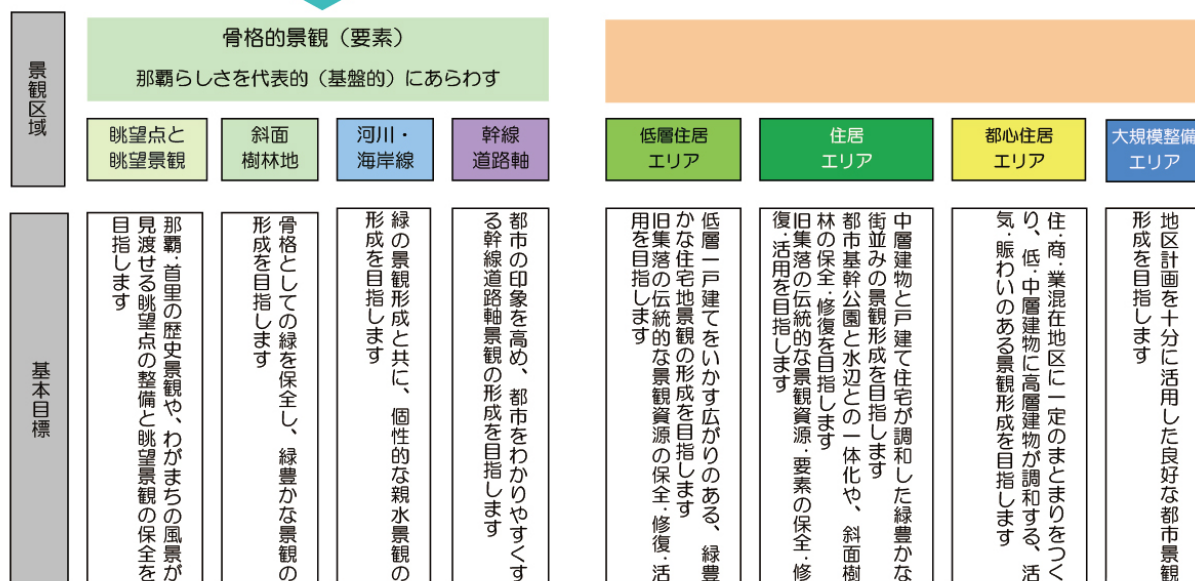
①固有の風土（亜熱帯固有の水・緑・微地形変化など）をいかした景観をつくる

②固有の歴史・文化（王都）を守り、いかす景観をつくる

<景観づくりの取り組みの柱>

①景観の骨格づくり

②地域・地区の身近な景観づくりと協働活動の展開



区域における良好な景観形成に関する方針

市全域の大規模建築物等の行為の制限に関する事項

重点地区の行為の制限に関する事項

その他の事項： 屋外広告物制限／景観重要公共施設の整備・許可等

みんなでつくる「亜熱帯庭園都市」なはの 景観

- ③国際的な交流・交易、観光都市機能を持つ 県都として風格のある景観をつくる
④地域の資源や生活文化などを いかした景観をつくる
⑤市民との協働による 景観づくりの活動を広げる

③景観配慮の仕組みづくり

類型別景観エリア

地域・地区など身近な場の特徴的あるいは類似的な景観のまとめ

新規開発 エリア	国道 58 号 沿道エリア	商業・観光 エリア	沿岸 エリア	流通業務 エリア	首里歴史 エリア	識名歴史 エリア
那覇の歴史文化を十分に踏まえ、亜熱帯の緑豊かなまちづくりを目指します	県都としての端正な風格づくりと共に、中心業務地としての活気や賑わいのある顔づくりを目指します	国際的な交流・交易、観光都市として、また、国際通り一帯は歴史文化の名にふさわしい亜熱帯の「マチグワ」景観形成を目指します 壺屋地区 歴史的・伝統的集落景観の保全・育成を図り、伝統的な集落の集落らしさを有する街並みの形成を目指します	亜熱帯の水緑あふれる都市型リゾート景観形成を目指します	沖縄の玄関口にふさわしい景観形成を目指します	亜熱帯庭園都市の典型的なエリアとして、歴史的・伝統的景観の保全・修復・活用を目指します 龍潭通り地区 城下の沿道景観の形成を目指します 首里金城地区 歴史的・伝統的集落景観の保全・育成を目指します	識名園周辺一帯の文化財や歴史的遺産が有する景観の修復・修景・活用を目指します 旧集落の伝統的な景観資源の保全・修復・活用を目指します

(骨格的景観並びに類型別エリアの目標及び景観形成方針)

(景観形成基準)

(景観形成基準)

に関する事項／景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

1. 景観形成基準

(景観計画 p.74, 75)

建築物や工作物の規模に関係なく、景観形成基準に即した計画となるようにしてください。

景観計画及び条例において、届出が必要なものを「大規模な行為」としています。届出の中で、景観形成基準の内容に即した計画がなされるよう調整していきます。

■建築物及び工作物

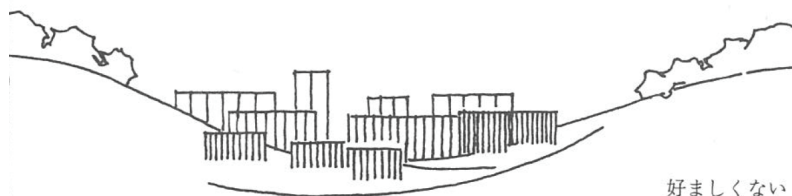
エリア共通	1) 位置等	(1) 建物の配置や規模は、地域の特性や周辺の景観との調和に配慮します。 ①微地形に調和する配置に配慮します。 ②公共の場所（道路、公園、河川など）から、可能な限り建物壁面の後退に努め、公共空間や歩行者に圧迫感をあたえないように配慮します。 ③樹林地沿いでは、自然な緑を活かした配置や規模に努め、公共性の高い場所からの見え方（緑の稜線と調和）に配慮します。 ④自走式立体駐車場は、公共の場所（道路、公園、河川など）から、望見できない位置に設けるよう努めます。 ⑤駐車場出入口は集約化し、街並みの連続性や安全性に配慮します。 (2) 歴史的・文化的な資源に配慮した位置とします。 ①視点場からの眺望景観をできるだけ阻害しないように、建物の配置に配慮します。 ②歴史的・文化的な資源から後退するなど、ゆとりのある空間構成に努めます。
	2) 形態意匠	(1) 都市に統一感を与える色彩とします。 ①建築物及び工作物の外観における基調となる色は、コーラルホワイトを中心とした暖かみのある淡い色（別表）とする。 (2) 周辺の景観と調和した形態意匠とします。 ①樹林地沿いでは、勾配屋根など地形や緑と融和した形態意匠に配慮します。 ②視点場からの眺望景観をできるだけ阻害しないように、形態意匠や設備等の修景などに配慮します。 ③モノレール沿線では、長大な外壁は分節化するなど、モノレール車窓から主要な緑や首里城が見えるように配慮をします。 ④モノレール沿線では、モノレール車窓からの見え方にも配慮します（調和する形態・色彩、壁面・屋上・ベランダの緑化、勾配屋根など）。 ⑤河川沿いでは、対岸から見て伸びやかで広がりのある眺望景観を確保するために、スカイラインや緑と調和する形態意匠に配慮します。 ⑥自走式立体駐車場は、道路・敷地境界沿いへのルーバー等の設置や樹木、生垣等の植栽で、構造物の過半が直接露出しない修景に努めます。 ⑦屋外設備（ゴミ置場、物干し施設を含む）は、露出させないようにします。やむを得ず露出させる場合は、公共空間から見えにくい配置、または建築物と一体的にデザインするなど、景観に配慮するよう努めます。

エリア共通	3) 素材	(1) 周辺景観と調和した素材を使用します。 ①浸透性のある舗装材の利用に努めます。 ②耐久性や維持管理に優れた素材を用いるよう努めます。 ③修景された歩道沿いでは、外構の舗装と歩道との連続性に配慮します。 ④樹林地沿いでは、外壁に自然素材を使用する、あるいは壁面や屋上の緑化など、周囲の緑との融和に努めます。 (2) 歴史・文化や地域性を表す形態・意匠・素材等を積極的に活用します。 ①歴史・文化や地域性をあらわす素材（赤瓦、琉球石灰岩、焼き物等）の効果的な活用に努めます。
	4) 緑化等	(1) 敷地内・境界・壁面・屋上の緑化など、周辺景観と調和した修景をします。 ①敷地内、特に道路からの建物壁面後退部においては、積極的に緑化に努めます。 ②屋外駐車場は、高木の植栽による緑陰づくり等、積極的に緑化（緑陰樹、パーゴラ、芝ブロック等）に努めます。 ③河川や海に面した敷地においては、河川や海辺の緑と一体的な緑化に努めます。 ④敷地内の既存のまとまった緑地や老木等景観資源の活用に努めます。 (2) 塀等は、修景に努めます。 ①塀・柵等は、低く抑えるように努めます。 ②沿道の塀・柵等は、生垣や緑化、可視性の高いフェンス等の使用に努めます。 (3) その他 ①鉄塔類の立地は、できるだけ大規模にならないよう、また目立たないよう工夫します。 ②擁壁は、自然石（琉球石灰岩など）の使用や、化粧型枠による仕上げを行い、あわせて周辺の緑化に努めます。 ③高い擁壁は、勾配を持たせる、あるいは雛段状に分節化するなど、圧迫感を軽減させます。

1) 位置等

(1) 建物の配置や規模は、地域の特性や周辺の景観との調和に配慮します。

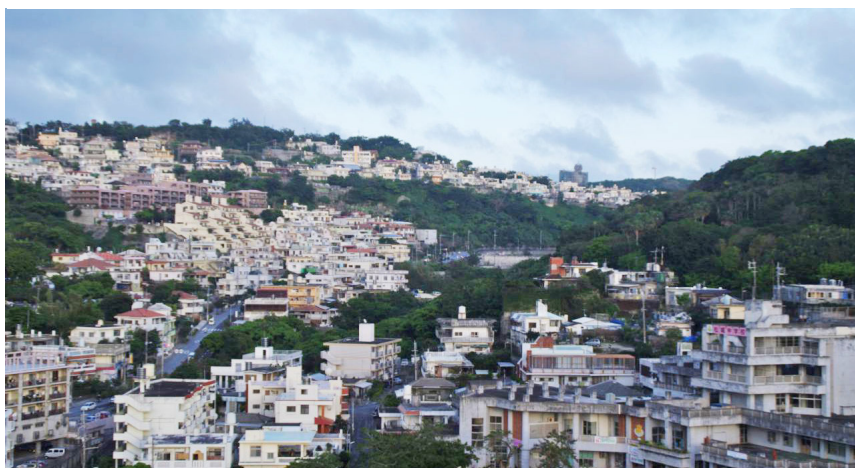
①微地形に調和する配置にします。



地形を無視した建物の配置及び規模
建物が谷間をふさいでいる



地形をいかした建物の配置



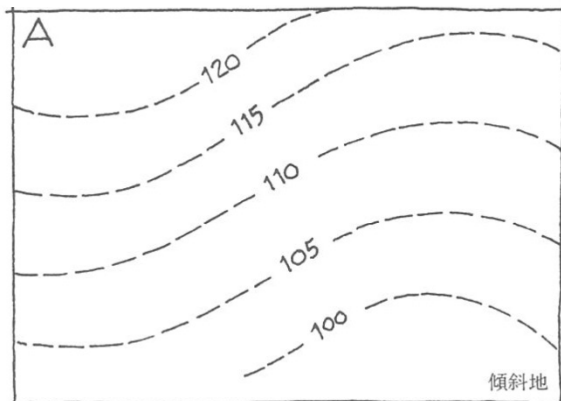
微地形変化に調和するよう
な配置とする。

繁多川の斜面



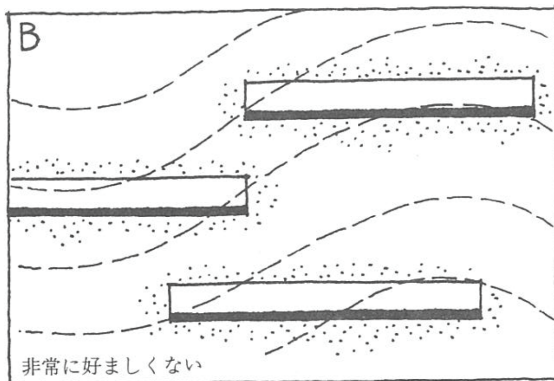
首里金城町一帯

傾斜地



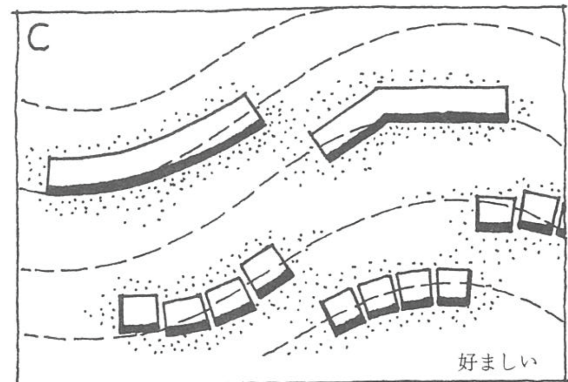
傾斜地に建物を建てる場合

好ましくない



地形を無視した建物の形態と配置

好ましい

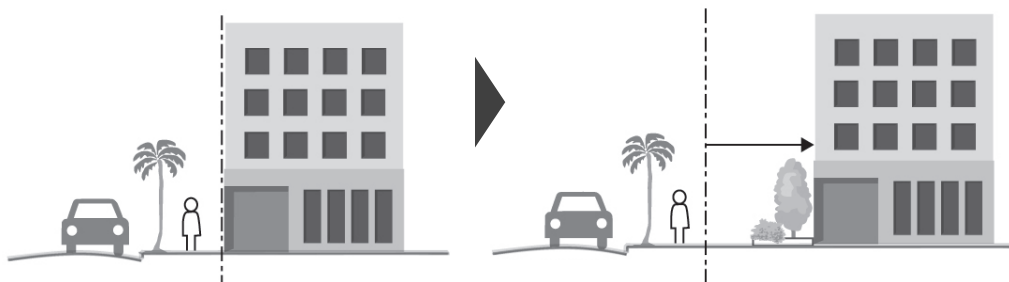


建物の形態と配置を、土地の起伏に合わせる



微地形変化への配慮がされていない事例（字小緑）

②公共の場所（道路、公園、河川など）から、可能な限り建物壁面の後退に努め、公共空間や歩行者に圧迫感を与えないように配慮します。



公共空間からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間を創出する。



壁面を後退させ、緑化により潤いある道路空間を演出している。

龍潭通り



銘苅小学校前の通り

- ③樹林地沿いでは、自然な緑を活かした配置や規模に努め、公共性の高い場所からの見え方（緑の稜線と調和）に配慮します。



首里石嶺町“御殿山”一帯

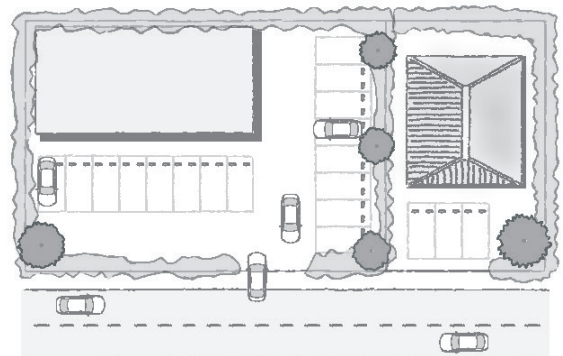
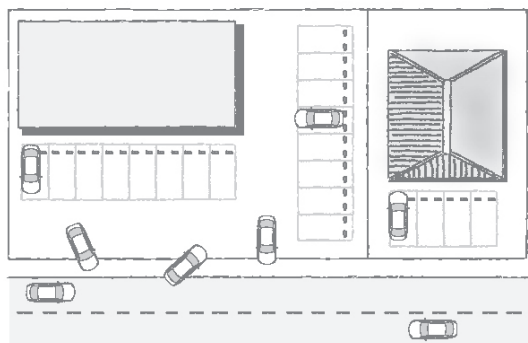
樹林地沿いでは、勾配屋根など地形や緑と融和した形態意匠に配慮します。

- ④自走式立体駐車場は、公共の場所（道路、公園、河川など）から、望見できない位置に設けるよう努めます。



国場川沿いの建物

- ⑤駐車場出入口は集約化し、街並みの連続性や安全性に配慮します。

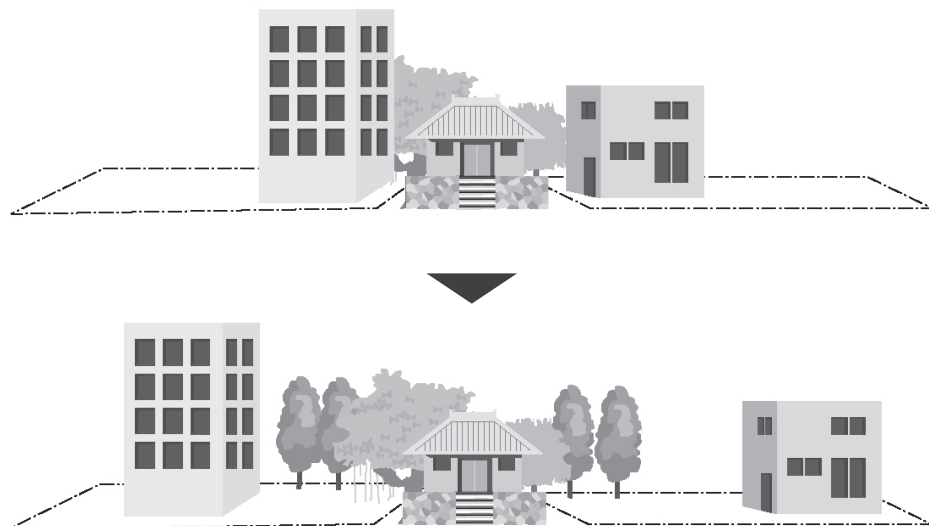


(2) 歴史的・文化的な資源に配慮した位置とします。

①視点場からの眺望景観をできるだけ阻害しないように、建物の配置に配慮します。



②歴史的・文化的な資源から後退するなど、ゆとりのある空間構成に努めます。





首里山川町



普天間権現



小禄ヌンドウンチ

2) 形態意匠

(1) 都市に統一感を与える色彩とします。

①建築物及び工作物の外観における基調となる色は、コーラルホワイトを中心とした暖かみのある淡い色とします。

※建築物及び工作物の外観における基調となる色は、那覇市タウンカラースタンダードを基本とし、エリア別、建築規模、用途等により基調色 1～5 を設定しています。基調色 1～5 については、p.50～51 で説明しています。

対象エリア1

- ・低層住居エリア
- ・住居エリア
- ・都心住居エリア（壺屋重点地区を除く）
- ・識名歴史エリア
- ・大規模整備エリア
- ・商業・観光エリア
- ・国道 58 号沿道エリア
- ・首里歴史エリア（首里金城重点地区及び龍潭通り重点地区を除く）

地域	建物規模（※4）	基調色（※1）
住居系地域（※2） 風致地区	中高層建築物 （4階建以上）	基調色2
	低層建築物 （3階建まで）	基調色2
		基調色5
商業系地域（※3）	中高層建築物 （4階建以上）	基調色2
	低層建築物 （3階建まで）	基調色2
		基調色5

※1. 基調色とは、建築物及び工作物の外観において、最も大きな面積を占める色をいう。

※2. この表において、住居系地域とは、都市計画法第8条第1項に基づく用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域をいう。

※3. この表において、商業系地域とは、都市計画法第7条第3項の市街化調整区域、並びに都市計画法第8条第1項に基づく用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

※4. 工作物において、高さ 10m までの部分は低層建築物、高さが 10m を超える部分は中高層建築物とみなす。

対象エリア2

- ・首里金城重点地区
- ・龍潭通り重点地区
- ・壺屋重点地区

地域	基調色
首里金城重点地区	基調色3
壺屋重点地区	基調色3
龍潭通り重点地区	ベージュ系 アイボリー系

対象エリア3

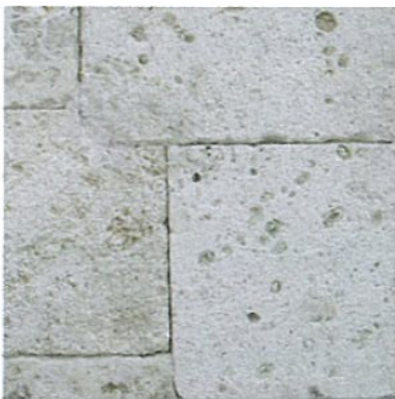
- ・沿岸エリア
- ・流通・業務エリア
- ・新規開発エリア

用途	基調色
レクリエーション系用途（※5） 及びその他の用途	基調色1
物流系用途（※6）	基調色1
	基調色5

※5. この表において、レクリエーション系施設とは、ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バットニング練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、ホテル及びこれらに類する施設をいう。

※6. この表において、物流系施設とは、倉庫、物流センター及びこれらに類する施設をいう。

基調色の中心になるコーラルホワイトのイメージ色



基調色 1

色相	7.5R~5Y	YR系	N
明度	8以上	8以上	8以上
彩度	2以下	3以下	—

基調色 2

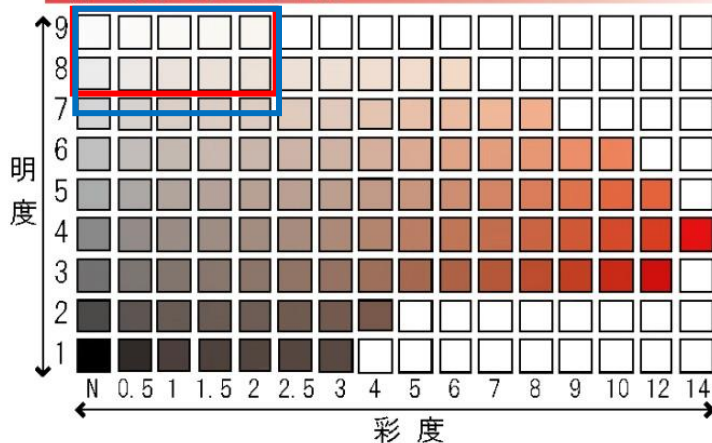
色相	7.5R~5Y	YR系	N
明度	7.5以上	7.5以上	7.5以上
彩度	2以下	3以下	—

基調色 3

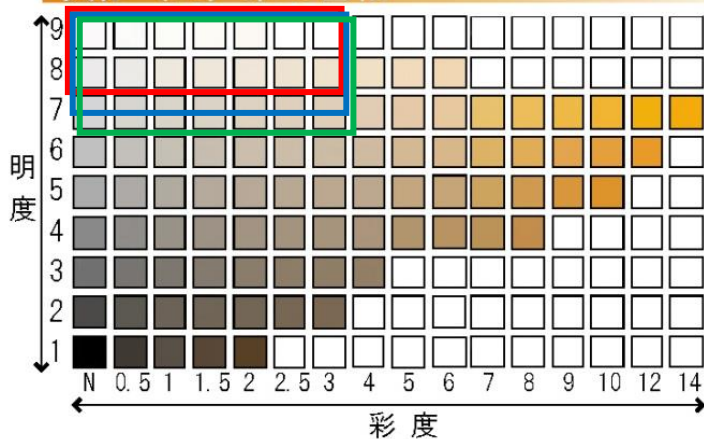
色相	2.5YR~5Y	YR系	N
明度	7以上	7以上	7以上
彩度	2以下	3以下	—

- ：基調色 1 の範囲
- ：基調色 2 の範囲
- ：基調色 3 の範囲

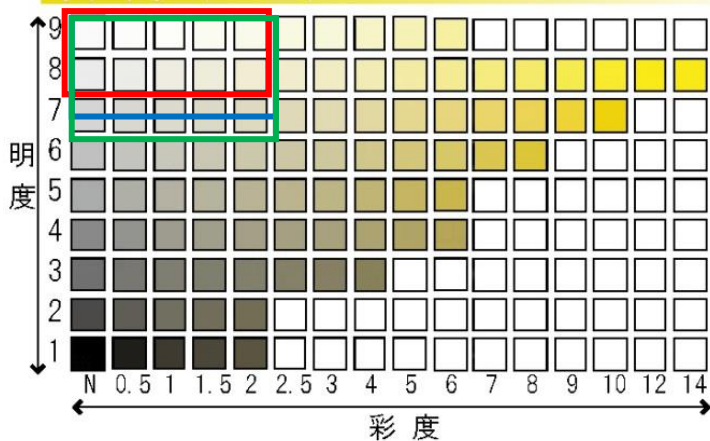
赤 (R) 系の色相



黄赤 (YR) 系の色相



黄 (Y) 系の色相



※ここで示している色は、印刷色のため正確な色ではありません。実際に色を選択する際には、色票または塗料見本を参照してください。

基調色 4

※那覇市タウンカラースタンダード
の新都心地区（住居系）のみ

色相	その他
明度	9以上
彩度	1以下

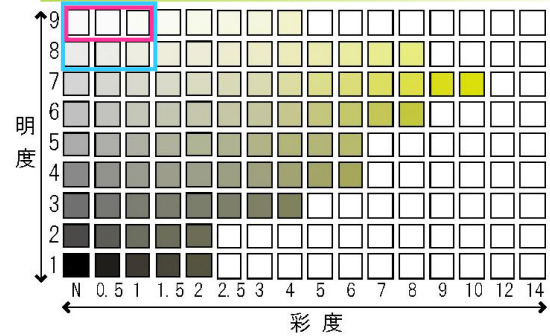
基調色 5

色相	その他
明度	8以上
彩度	1以下

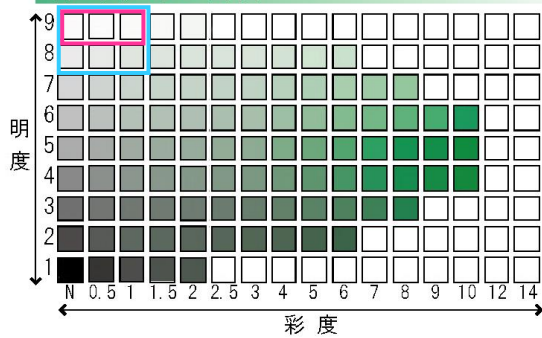
：基調色4の範囲

：基調色5の範囲

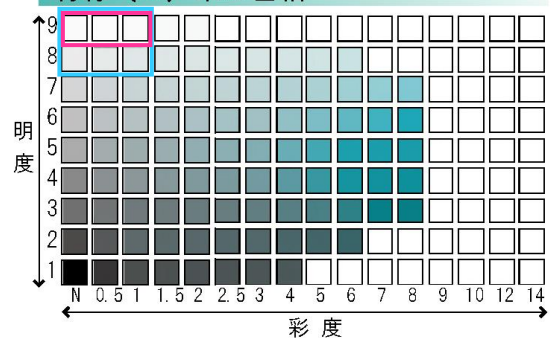
黄緑（GY）系の色相



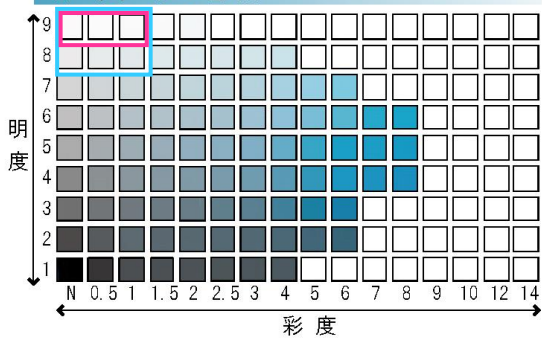
緑（G）系の色相



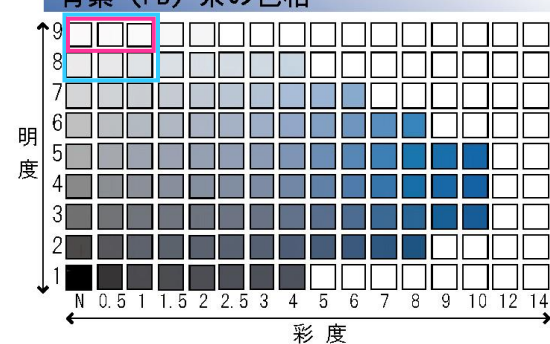
青緑（BG）系の色相



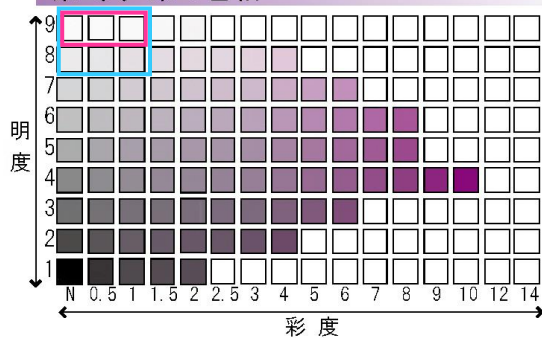
青（B）系の色相



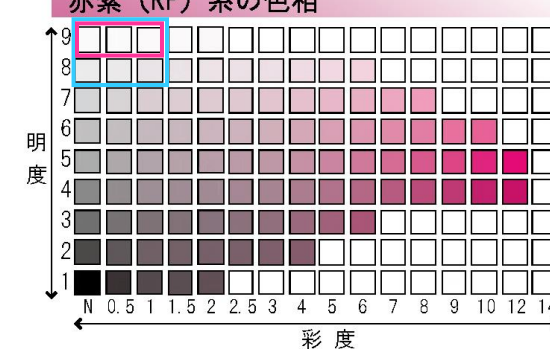
青紫（PB）系の色相



紫（P）系の色相



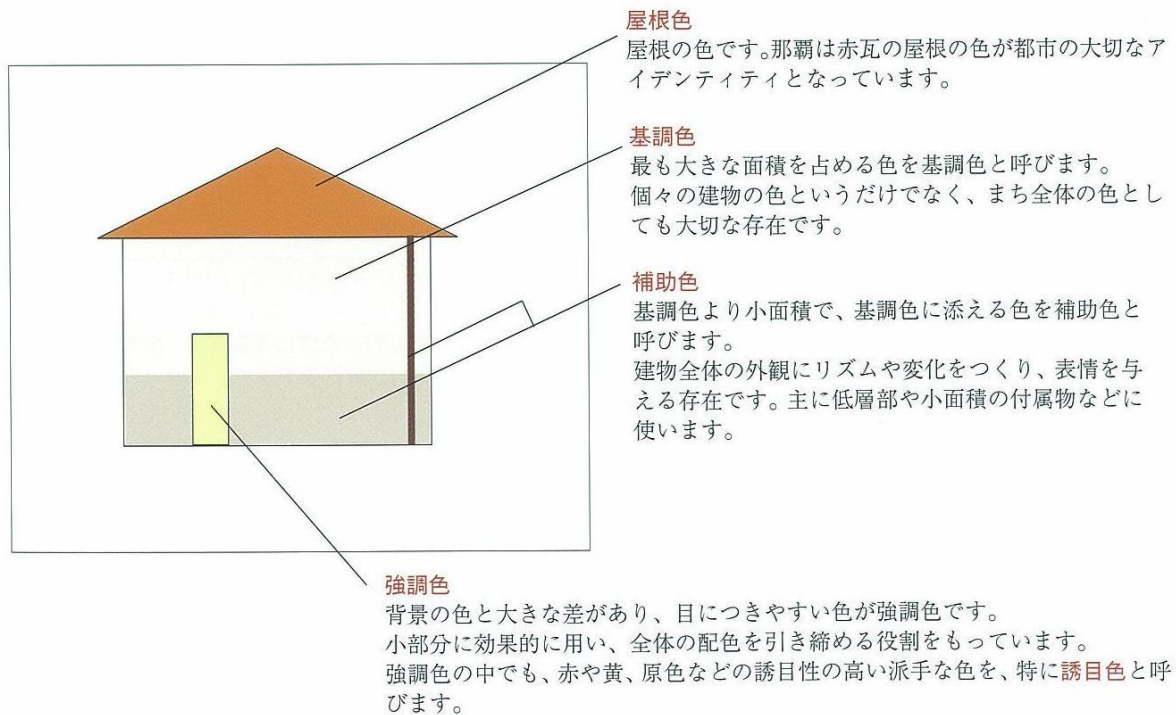
赤紫（RP）系の色相



■色彩部位の区分

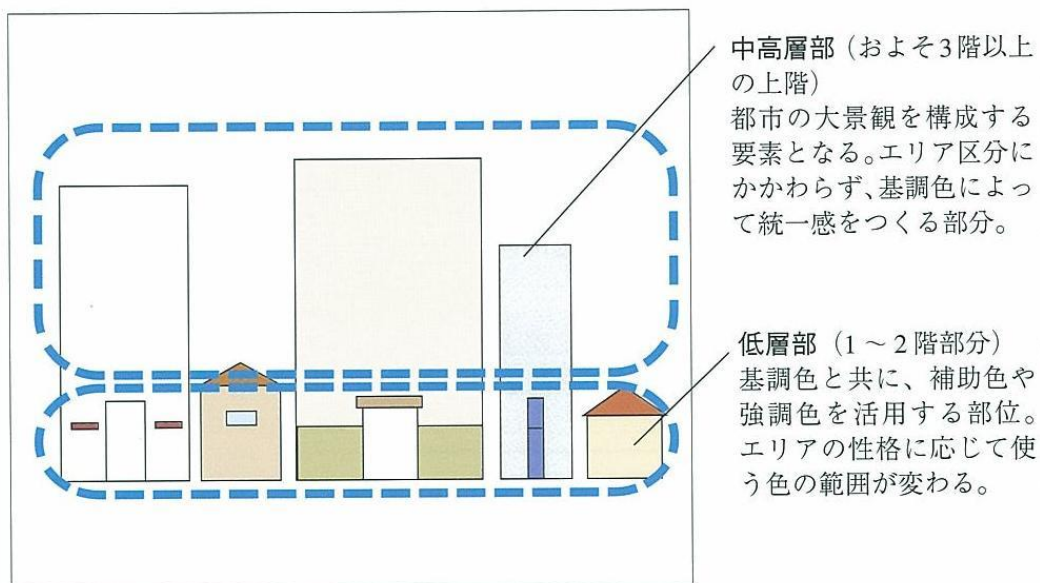
建築部位や面積によるもの

建築物の色の構成を、部位や面積により、図のように分けて考えます。



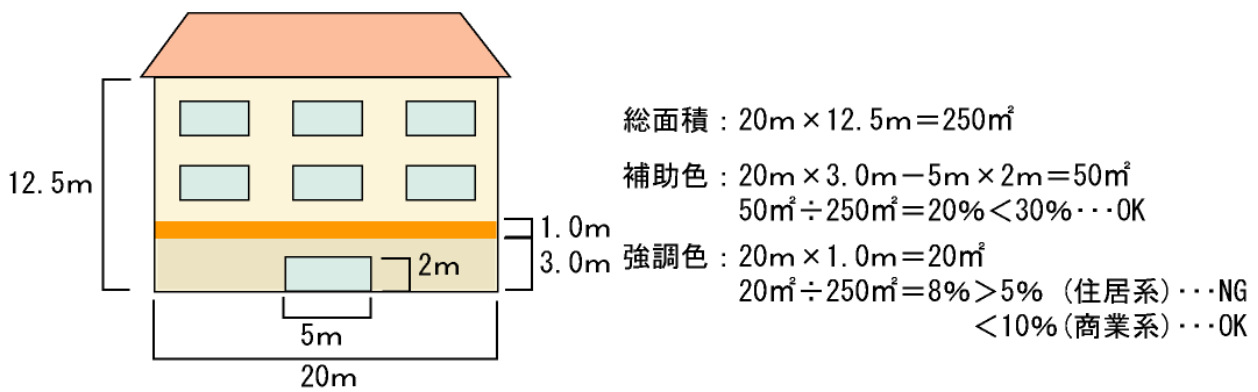
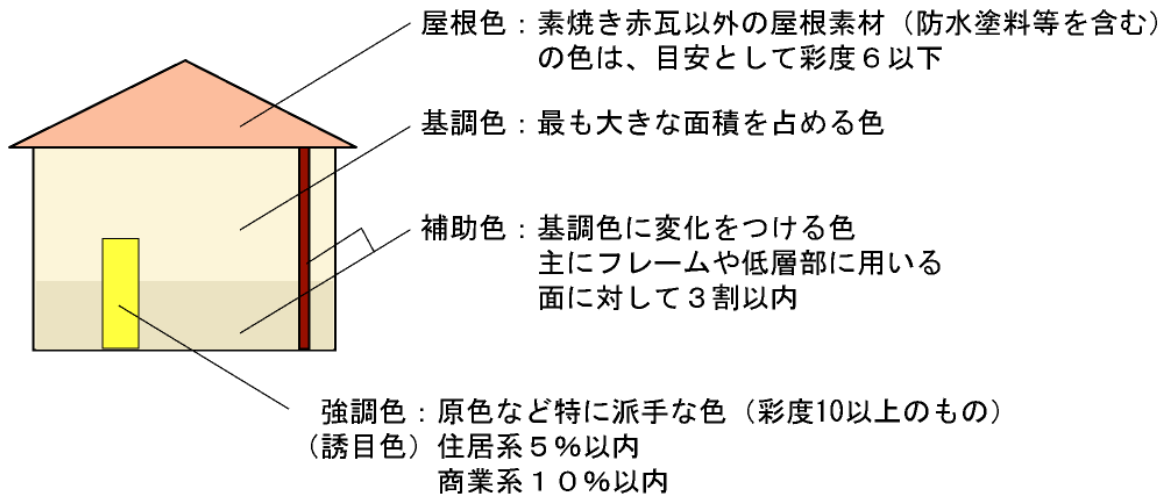
高さによるもの

「那覇市タウンカラースタンド」の全体方針において、基調色で全体的な統一感をつくり、低層部で変化をつくるという考えかたを示しています。都市レベルの景観では遠くからでも見える中高層部が全体的な印象を左右し、低層部は細部の印象をつくります。従って、中高層部は原則として基調色でまとめ、色の変化は低層部において展開することが適当です。また、中高層建築は低層建築よりも一層周辺環境になじむよう注意を払う必要があります。



■外壁色彩の面積計算例

※角度によって、見え方も変わりますので、あくまで参考として下さい。



建築物の配色事例



色彩の変化により長大な壁面のイメージを緩和している事例

さいおんスクエア



基調色の彩度が高く、かつ、高彩度のアクセントカラーを大きくしすぎた事例

緑化が施されていない駐車場の事例



基調色の彩度が高く、ボリュームの大きな塔屋が圧迫感を与えている事例